

第百八十号議案

市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和四年九月二十日

提 出 者 東京都知事 小 池 百 合 子

市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例（平成十一年東京都条例第百七号）の一部を次のように改正する。
第二条の表十五の項イ中「第十七条第一項第一号及び第二号」を「第十七条第一項第一号から第三号まで」に、「第三号まで」を「第四号まで」に、「第十七条の三第一号及び第二号」を「第十七条の三第一号から第三号まで」に改め、同表二十九の六の十九の項ハ中「第十条第二項」を「第十条第三項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

市町村が処理する事務の範囲に係る規定を改めるほか、規定を整備する必要がある。

